

令和6年度郡山市子どもの学習・生活支援事業業務委託仕様書

郡山市（以下「発注者」という。）が実施する郡山市子どもの学習・生活支援事業業務（以下「本事業」という。）は、この仕様書に基づき、支援に係る専門の知識と能力を有する受注者（以下「受注者」という。）に委託するものである。

1 事業の目的

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による生活困窮世帯又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受給する世帯（以下「被保護世帯」という。）に対し、子どもへの学習支援等を行うことにより、将来の進路選択の幅を広げ、社会的自立に結びつけることを目的とする。

2 委託期間

委託期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

3 支援対象者

市の区域内に居住する被保護世帯又はそれに準ずる世帯に属する子どもであって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、「5 業務委託内容（1）イ 利用者数」の利用者の定員に満たず、市長が支援を必要と認める場合には、中途退学、未進学又は留年等の事情を抱える令和6年4月1日時点で18歳以上20歳未満の子どもを支援対象とすることができるものとする。

- (1) 小学校6年生
- (2) 中学生
- (3) 18歳以下の子どものうち中学校を卒業し高校受験を目指す者
- (4) 18歳以下の子どものうち高校等へ通学し卒業を目指す者

4 実施体制

(1) 職員の配置

受注者は、本業務を実施するに当たり主任支援員を1名、学習支援員を6名以上配置すること。

なお、学習支援員の人数については、支援対象者の受講人数に応じて調整できるものとし、各回において主任支援員及び学習支援員を交代する場合は、一貫した指導内容となるよう引継ぎ等を確実に実施することとする。

(2) 主任支援員の要件

小学校及び中学校の教員免許を有する者

(3) 学習支援員の要件

原則として大学若しくは短期大学の学生又は教員免許を有する者

5 業務委託内容

(1) 学習支援等

ア 支援内容

- (ア) 高校受験等に向けた学習意欲及び向上心を高めることを目的とした会場を用いた学習支援（以下「教室型」という。）
- (イ) 会場に通うことが難しい支援対象者への定期的な問題用紙の送付等による通信添削指導を用いた学習支援（以下「通信添削型」という。）
- (ウ) 高校受験対策に特化した、中学3年生を対象とするオンラインを用いた教室型の学習支援（以下「オンライン型」という。）
- (エ) 高校進学に関する相談支援、高校卒業に向けた学習の場の提供及び高校中退防止に向けた学校生活等に関する相談支援

イ 利用者数

次の各号のとおりとする。ただし、実際の参加申込状況によっては、人数の割合に変動が生じる場合があることを考慮すること。

- (ア) 教室型は1回の開催につき、30名程度とする。
- (イ) 通信添削型は、10名程度とする。
- (ウ) オンライン型は1回の開催につき、10名程度とする。

ウ 実施回数

- (ア) 教室型の実施回数は、40回以上とする。
- (イ) 通信添削型の実施回数は、20回以上とする。
- (ウ) オンライン型の実施回数は、20回以上とする。

エ 実施場所

発注者は、教室型実施のため、郡山市総合福祉センター内の部屋を40回分確保する。

ただし、受注者は、参加者の利便性を考慮した上で、別に会場を準備することができるものとする。その場合、別に会場を準備するための諸費用は、全て受注者の負担とする。

オ 実施日

- (ア) 教室型の実施日は、別紙一覧表のとおりとする。

ただし、会場の都合等により指定日以外に変更する必要がある場合は、発注者と受注者双方協議の上、実施日を変更することができるものとする。

また、受注者において別に会場を準備する場合の実施日は、土曜日、日曜日、祝日を含め、参加者が利用しやすい日程を設定し実施すること。

- (イ) 通信添削型の実施日は、別紙一覧表による期間内において実施するものとする。

なお、実施に当たっては、支援対象者の状況を踏まえながら適切に実施するものとする。

- (ウ) オンライン型の実施日は、受験期直前（令和6年10月から令和7年2月まで）とし、別紙一覧表による期間内において実施するものとする。

る。

ただし、オンラインの都合等により指定日以外に変更する必要がある場合は、発注者と受注者双方協議の上、実施日を変更することができるものとする。

カ 実施時間

(ア) 教室型の実施時間は、原則、午後1時30分から午後3時30分まで（2時間程度）とする。

ただし、受注者において別に会場を準備する場合は、参加者が利用しやすい時間帯を考慮した上で、別に設定できるものとする。

(イ) オンライン型の実施時間は、参加者が利用しやすい時間帯（2時間程度）とする。

(2) 個別面談及び家庭訪問等

受注者は、原則として主任支援員に、支援対象者及びその保護者を対象に次の業務を実施させるものとする。

ア 支援内容

(ア) 支援対象者、その保護者を対象に、進路、進学及び養育等についての指導及び助言

(イ) 利用回数が少ない支援対象者について、課題の把握及び整理をした上での指導及び助言

(ウ) 高校へ進学した者に対し、高校中退防止や高校卒業に向けた相談支援

イ 実施時間等

個別面談は、原則として学習支援終了後の時間等で実施する。また、時間外による面談、電話相談及び家庭訪問等を、状況に応じ適宜実施することとする。

ウ 実施回数

(ア) 支援対象者への個別面談等については、原則として生徒1人につき1回実施する。

(イ) 保護者への状況把握については、面談、電話相談及び家庭訪問等により原則として1世帯当たり1回実施する。

(ウ) 教室型の実施回数が10回経過し、やむを得ない理由を除き、出席回数が半分未満の支援対象者には家庭訪問等による面談を実施する。

(エ) 通信添削型の支援対象者が、やむを得ない理由を除き、最終利用日から1か月利用が無い場合、家庭訪問等による面談を実施する。

(オ) オンライン型の実施回数が10回経過し、やむを得ない理由を除き、出席回数が半分未満の支援対象者には家庭訪問等による面談を実施する。

(カ) (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)について、特に必要がある場合には、実施回数を追加することができる。

(3) 留意事項

- ア 支援対象者を、会場までの往復も対象とした、傷害保険へ加入させること。
- イ 教室型において、支援対象者に対する学習支援の人数は、支援対象者1～5名程度に対し学習支援員1名以上とする。
- ウ オンライン型の実施に当たり、支援対象者のタブレット機器等の保有状況や通信環境等の状況に応じてタブレット機器等の貸し出しを行うものとする。
- エ 利用料その他の事業の実施に要する費用を利用者から徴収しない。
- オ 教材費及び人件費、その他の事業の実施に係る費用については、受注者が負担するものとする。

6 発注者の業務

(1) 支援対象者の決定

支援対象者については、本事業の利用を希望する者から、郡山市子どもの学習・生活支援事業利用申込書（第1号様式）の提出を受けた発注者が審査するものとし、審査の結果、郡山市生活困窮者子どもの学習・生活支援事業利用承認（不承認）通知書（第2号様式）により、利用申込者に通知するものとする。

(2) 会場の確保

事業実施会場である郡山市総合福祉センターの予約は、発注者が実施するものとし、受注者の使用料の負担はないものとする。

ただし、受注者が別に会場を設置する場合の会場予約は受注者が行うものとし、その費用については、全て受注者の負担とする。

(3) 報告及び調査

発注者は必要に応じて、受注者に対して本事業の遂行について報告を求め、又は聴取及び調査を行うものとする。

7 業務責任者の選任

受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を書面で通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

また、業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。

なお、業務責任者は、以下のうちいずれかを満たすものが望ましい。

- (1) 教員免許を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 社会教育主事の資格を有する者
- (5) (1) から (4) までに掲げる者と同等の能力又は実務経験を有すると認められる者

8 提出書類

受注者は、本業務の遂行に関し、次に掲げる書類を提出するものとする。

No.	書類名	提出時期
1	着手届	着手後速やかに
2	郡山市子どもの学習・生活支援事業支援員等名簿（変更）報告書（第3号様式）	着手後速やかに（変更があった場合も速やかに）
3	郡山市子どもの学習・生活支援事業実施報告書（第4号様式）	支援を行った翌月の10日まで
4	完了届	完了後速やかに
5	その他発注者が必要と認める書類	発注者の指定する日まで

9 委託料及び支払方法

- (1) 契約金額は、別途決定する。
- (2) 支払方法については、別途協議する。

10 備品等の取扱い

本事業の実施に必要となる機器、器具の購入等については、原則として、リース又はレンタルでの対応とする。

11 生活困窮者支援制度等への理解

本事業を実施するに当たり、生活困窮者自立支援制度や子どもの貧困対策関連制度についての理解が必要であるため、以下の国等の情報、手引等を活用し、適切な対応を行うこと。

- (1) 自立相談支援事業の手引
- (2) 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集
- (3) 子どもの貧困対策に関する大綱
- (4) 厚生労働省のウェブサイト
- (5) その他、学習支援事業に関する情報

12 業務の適正実施に関する事項

(1) 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(2) 個人情報の保護

受注者は個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）、その他関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、個人情報の保護に必要な措置を講じること。なお、発注者と個人情報の取扱いについて別途「秘密保持契約書」の契約を締結するものとする。

(3) 守秘義務

本業務実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(4) 損害賠償責任

受注者は、本業務の執行に当たり、故意又は過失により利用者又は第三者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

(5) 事故防止措置

受注者は、常に業務現場の状況把握や設備等の点検に努めるとともに、業務従事者へ必要な安全教育を行い、事故防止に万全を期さなければならない。

(6) 事故発生時の対応

本業務の実施に際し事故等が発生した場合には、受注者は、現場の状況把握を行い、事故等の状況について速やかに発注者に報告しなければならない。この場合において、被害拡大防止のためやむを得ない事情があると認められるときは、臨機に安全対策等の必要な措置を行わなければならない。

13 その他

(1) 受注者は、事業の実施に当たって、労働関係諸法令その他関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うこと。

(2) 本事業により得られたデータ、成果品、製作された資料等に係る著作権、所有権等は、発注者に帰属するものとする。

(3) 本事業を実施する上で、苦情、トラブル等に関する対応は、原則として受注者の責任において行うこと。

ただし、発注者に報告及び引き継ぐ必要があると認めた場合には、速やかに報告するものとする。

(4) 機器等の障害が発生した場合だけでなく、様々な障害、事故、災害等の緊急事態が発生した場合においても、業務の遂行に支障をきたすことがないよう十分な対応策を整備すること。

(5) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。

(6) 業務実施に関して監督員からの指示及び指摘事項については、速やかに対処するものとする。

(7) 感染症等の拡大防止のための所要の措置を講ずることとする。

(8) 本仕様書に定めのないものについては、双方協議の上決定するものとする。

別紙

令和6年度郡山市子どもの学習・生活支援事業実施日一覧表

開催回数	開催日	開催回数	開催日
第1回	令和6年7月13日(土)	第21回	令和6年10月19日(土)
第2回	令和6年7月20日(土)	第22回	令和6年10月26日(土)
第3回	令和6年7月23日(火)	第23回	令和6年11月2日(土)
第4回	令和6年7月24日(水)	第24回	令和6年11月9日(土)
第5回	令和6年7月25日(木)	第25回	令和6年11月16日(土)
第6回	令和6年7月27日(土)	第26回	令和6年11月30日(土)
第7回	令和6年7月30日(火)	第27回	令和6年12月7日(土)
第8回	令和6年7月31日(水)	第28回	令和6年12月14日(土)
第9回	令和6年8月1日(木)	第29回	令和6年12月21日(土)
第10回	令和6年8月3日(土)	第30回	令和6年12月26日(木)
第11回	令和6年8月20日(火)	第31回	令和6年12月27日(金)
第12回	令和6年8月21日(水)	第32回	令和7年1月11日(土)
第13回	令和6年8月22日(木)	第33回	令和7年1月18日(土)
第14回	令和6年8月24日(土)	第34回	令和7年1月25日(土)
第15回	令和6年8月31日(土)	第35回	令和7年2月1日(土)
第16回	令和6年9月7日(土)	第36回	令和7年2月8日(土)
第17回	令和6年9月14日(土)	第37回	令和7年2月15日(土)
第18回	令和6年9月28日(土)	第38回	令和7年2月22日(土)
第19回	令和6年10月5日(土)	第39回	令和7年3月1日(土)
第20回	令和6年10月12日(土)	第40回	令和7年3月8日(土)

ただし、会場の都合等により指定日以外に変更する必要がある場合は、発注者と受注者双方協議の上、実施日を変更することができるものとする。